

注 意 事 項

1. 届出提出部数及び必要な添付図書

地区計画名称	提出部数	必要添付書類
黄瀬川沼津インター線（ぐるめ街道） 沿道商業地区計画	1部※1	① 建築物の配置図（道路及び隣地境界から壁面までの後退距離を明示） ② 敷地の高低差が大きい場合は、建築物敷地の縦横断面図 ③ 建築物の付近見取図 ④ 建築物の平面図、立面図（最高の高さを明示） ⑤ 敷地が他人の所有である場合は、土地使用承諾書 ⑥ 届出書について代理人をおいている場合は、委任状 ⑦ その他必要な書類
岡宮北地区計画	2部	① 建築物の付近見取図 ② 建築物の配置図（垣又はさくを設ける場合は明示） ③ 建築物の平面図、立面図（外壁及び屋根の色を明示） ④ 届出書について代理人をおいている場合は、委任状 ⑤ 屋外広告物を設置する場合は、位置、形態及び意匠がわかる図面 ⑥ 道路に面して垣又はさくを設ける場合は、形態及び意匠がわかる図面 ⑦ 住居系用途以外の建築物を建築する場合は、植栽帯等の位置、形態及び意匠がわかる図面 ⑧ その他必要な書類
沼津駅北第一地区計画	2部	① 届出書 ② 届出書について代理人をおいている場合は、委任状 ③ 建築物の付近見取図 ④ 建築物の配置図（垣又はさくを設ける場合は明示） ⑤ 建築物の平面図、立面図（外壁及び屋根の色を明示） ⑥ 七通線、沼津南一色線、三枚橋岡宮線又は北口駅前広場に面する建築物の部分に、建築設備あるいは1階部分にシャッターを設置する場合は、位置、形態及び意匠がわかる図面（建築設備については、見えにくい構造としていることもわかる図面） ⑦ 七通線、沼津南一色線、三枚橋岡宮線又は北口駅前広場に面して屋外広告物を設置する場合は、位置、形態及び意匠がわかる図面 ⑧ 道路に面して垣又はさくを設ける場合は、形態及び意匠がわかる図面 ⑨ その他必要な書類

※1 ただし、黄瀬川沼津インター線（ぐるめ街道）沿道商業地区計画においては、開発許可や確認申請が伴うものは届出の必要はありません。

2. 壁面の位置の制限について

位置の制限をする壁面には、出窓、バルコニー、ベランダ、テラス、その他これらに類するものの外壁面も含まれます。（ひさし、軒は含みません。）
建築物の配置図には、道路及び隣地境界から上記の壁面までの後退距離（4方向）を表示してください。

3. 問い合わせ先

市まちづくり指導課へお問い合わせください。 055-934-4766